地域密着型サービス事業者決定までの流れ

(H30.8.17 現在)

村上市指定地域密着型サービス等事業所の指定申請における事前申出及び事前協議に関する要綱

「第5条第2項による事前協議事業者の選定」



公 募

「公募内容等」は関係部署で協議し市長決裁の後、 決定する。



地域密着型サービス等事前協議事業者選定で「事前 申出者」の書類内容等により選定の審査をする

事前協議事業者の決定(決裁後)



村上市指定地域密着型サービス事業所等の指定申請における事前申出及び事前協議に関する要綱

『第8条による事前協議』

- ・事前協議書による協議
- ・協議終了後、事前協議者による地域住民への説明会

『第9条による意見の反映』

・村上市地域密着型サービス運営委員会に事業計 画提示、意見聴取

『第10条による事業計画の採択』

・**委員会の意見をもとに、**事業計画の採択・不採択 を市長が決定 事前申出者…公募により申出のあった事業者

事前協議事業者…応募した事業所の中か ら選定された事業者

第1回地域密着型サービス運営 委員会

H30. 8. 24



公募 H30.9.3 ~ H30.10.15 (市報、ホームページ)



第1回介護保険運営協議会

H30. 10. 26



事前協議事業者選定委員会(プロポーザル)

H30.11月中旬



事前協議事業者決定通知

H30.11.30まで



第2回地域密着型サービス運営 委員会

H31.1月中旬~下旬



採択通知

H31.2 月上旬



第2回介護保険運営協議会

H31.3 月中旬